

令和6年度えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画 及び実施設計等業務公募型プロポーザル実施要領

県では、えひめこどもの城の魅力を創出し、更なる集客力の向上を図るため、令和5年度に策定した「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」（以下、「第2期戦略」という。）に基づき、令和7～10年度にスライダー遊具、園内移動手段となる遊具の更新など、大型遊具等の整備を予定しています。

つきましては、大型遊具等整備の計画及び設計等業務の受託を希望する事業者を次のとおりプロポーザルにより募集します。

1. プロポーザルの実施方針

本プロポーザルは、えひめこどもの城の大型遊具等の整備にあたり、第2期戦略の内容を十分に理解し、施設の特性、周辺環境との調和等を図りつつ、豊かな創造性と高い技術力、実績に基づく確かなノウハウをもって計画及び設計等を行うことができる事業者の選定を目的としている。

なお、応募する事業者は、委託期間内に十分な人員を配置でき、庁内関連部局や関係機関と協議を行い、必要に応じて地域住民・自治体関係者等からの助言を受けて、その結果を計画内容に柔軟かつ真摯に反映させられる体制を構築できる者であることとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称 令和6年度えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画及び実施設計等業務

(2) 業務内容

ア 基本計画

イ 実施設計

ウ その他の業務

※ 詳細は、「令和6年度えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画及び実施設計等業務委託に係る特記仕様書」による。

(3) 履行期間 契約日～令和7年3月（予定）

(4) 発注者 愛媛県知事 中村時広

3. 計画地概要及び施設（大型遊具等）の条件

(1) 計画地名称：えひめこどもの城（主な用途：児童厚生施設）

(2) 位置：愛媛県松山市西野町乙108番地1

(3) 敷地の条件

a. 敷地面積：約34.6ha

松山市西野町及び砥部町宮内にまたがる区域

b. ゾーン区分：○体験施設 31.2ha

① こどものまちゾーン（3.9ha）

② イベント広場ゾーン（2.0ha）

③ 創造の丘ゾーン（2.8ha）

④ 冒険の丘ゾーン（8.7ha）

⑤ ふれあいの森ゾーン（13.8ha）

○その他 3.4ha

- ① 松山側駐車場〔乗用車 395 台（大型バス 10 台を含む）〕 (1.1 h a)
- ② 砥部側駐車場〔乗用車 105 台〕 (0.2 h a)
- ③ その他 (2.1 h a)

(4) 設計の条件

- a. 延べ面積：指定しない
- b. 主要構造：指定しない
- c. 高さ等：周辺の景観及び街並みとの調和に留意すること。
- d. その他：ベビーカー、車いす等の利用者に配慮すること。

※ 大型遊具等とは、特記仕様書に示す対象施設を想定しているが、基本計画の内容等により変更になる場合があり、県と受託者の協議により設計対象を決定する。協議結果により実施設計、測量範囲等は変動することがあるため柔軟に対応すること。

(5) 整備規模の条件

- a. 想定事業費：約 6 億 2 千万円程度（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ※ 建設に伴う必要な調査及び届出等を含む。
- b. 建設工期：令和 7 年 4 月～令和 11 年 3 月（予定）

4. 委託上限額

29,667 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託上限額は、契約金額や予定価格を示すものではない。また、この金額を上回る提案は無効とする。

5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 基本計画：契約日～令和 6 年 8 月 31 日
- (2) 実施設計：令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 2 月末
- (3) その他業務：契約日～令和 7 年 3 月 21 日

6. 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治体等の発注した児童厚生施設、遊具を含む公園、遊園地、テーマパークのうち、何れかの実施設計業務で、過去 10 年以内（平成 26 年度以降）に完了した実績を有する事業者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）又は一級建築士事務所登録をしていること。
- (3) 事業者グループでの応募も可とする。この場合は参加申込書の提出時点において、代表事業者が建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）又は一級建築士事務所登録をしていること。
- (4) 本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場の者（以下「総括責任者」という。）は、技術士（建設部門/都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者であること。なお、事業者グループで応募する者にあつては、総括責任者は代表事業者に所属していること。
- (5) 参加申込書の提出時点において、応募する事業者又は事業者グループの代表事業者は、愛媛県の建設工事関連業務入札参加資格（測量・建設コンサルタント等）の登録者名簿

に、土木関係建設コンサルタント業務の都市計画及び地方計画又は建築関係建設コンサルタント業務の建築一般の営業種目で登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (9) 企画提案書の受領の期限の日前 6 か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(6) に該当する者を除く。）。

7. 失格事項

- (1) 本実施要領に示す提案書の提出方法等に適合しないもの
- (2) 本実施要領に示された提出書類作成の注意点等の条件に適合しないもの
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他不正な行為があった場合

8. スケジュール

参加表明書の提出期限 (様式 1)	令和 6 年 4 月 8 日 (月) 午後 5 時 15 分まで
質問書の提出期限 (様式 2)	令和 6 年 4 月 8 日 (月) 午後 5 時 15 分まで
質問への回答期限	令和 6 年 4 月 15 日 (月) 午後 5 時 15 分まで
辞退届の提出期限 (様式 3)	令和 6 年 5 月 7 日 (火) 午後 5 時 15 分まで
提案書等の提出期間 (様式 4 ほか)	令和 6 年 5 月 7 日 (火) 午後 5 時 15 分まで
選定委員会	令和 6 年 5 月中旬
審査及び選考結果の通知発送	令和 6 年 5 月下旬
契約締結	令和 6 年 6 月上旬

9. 企画提案への参加表明

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書（様式1）を提出すること。
なお、期限内に参加表明書を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

(1) 提出期限

令和6年4月8日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

下記「15. 担当部局及び連絡先」へ持参、電子メール、FAX 又は郵送（提出期限必着）で提出すること。

(3) 辞退方法

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を、令和6年5月7日（火）午後5時15分までに下記「15. 担当部局及び連絡先」へ持参、電子メール又は郵送（提出期限必着）で提出すること。

10. 質問及び回答

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式2）を提出すること。
口頭による質問は受け付けない。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けない。

(1) 受付期限 令和6年4月8日（月）午後5時15分まで

(2) 質問の提出方法

下記「15. 担当部局及び連絡先」へ電子メール又はFAXで提出すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年4月15日（月）までに参加表明書提出者全員に対して電子メールまたはFAXで送付する。

11. 提案書等の提出

(1) 提出期間 令和6年4月9日（火）から令和6年5月7日（火）午後5時15分まで

(2) 提出方法 「15. 提案書の提出先」へ持参又は郵送（提出期限必着）で提出すること。

(3) 提出書類

下記の記載事項等を熟読し、①から⑦まで（事業者グループで応募する者は⑧まで）の書類を提出すること。（原則A4判とレイメージ図などはA3折込み可、カラー印刷可）
なお副本は、正本の写しとし、参加する事業者名が記載されていて良いものとする。正本及び副本は1部ずつ簡易ファイルに綴じ、①から⑦または⑧までのインデックスを添付して（4）に記載の部数を提出すること。

①プロポーザル提案書等提出届【様式4】

②企画提案書

第2期戦略を踏まえたうえで、以下aからgまでの提案事項を参考に提案すること。
企画提案書はaからgまでの総ページ数を20ページ以内とする。なお、A4判及びA3折込みも同じ1ページとする。

なお、提案書には業務実施方針及び業務工程を明示するとともに、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的にわかりやすく作成すること。

a. 業務実施方針

第2期戦略、本業務の特記仕様書等を反映した業務実施における基本的な方針

b. 提案のコンセプト及び工夫した点

- ア 施設全体の魅力（集客力）向上に関すること
- イ 既存遊具や近隣施設との連動による相乗効果等
- ウ 施設整備費を抑えるための工夫
- エ 施設全体として運営費および維持費を抑えるための工夫
- オ 建設の効率や来園者の動向を考慮した年次計画の概要

c. 提案遊具（施設）の概要説明

- ア 全体配置計画（倉庫等附帯施設の配置計画含む）のイメージ
- イ 配置遊具（施設）ごとの概要説明（意匠・機能・利用定員・年齢制限・仕様等）
- ウ えひめこどもの城スタッフの配置計画における工夫

d. 動線計画

- ア 利用者及び施設スタッフの動線計画における工夫
- イ 既存遊具（施設）との連動性に関する配慮

e. 概算工事費及び収支の概要

- ア 遊具等整備に伴う概ねの費用の明示（本体費用以外のすべての経費を含む）
- イ 稼働後10年間で見込まれる概ねの維持費（消耗品費及び定期点検費）
- ウ 稼働後10年間の収支試算の例示（料金設定・見込来園者数・人件費・維持費等を踏まえること）

f. 業務工程

- ア バーチャートなどを用いて本業務の計画工程を分かりやすく記載すること。
- イ 工程上の留意点等があれば記載すること。

g. その他提案

- ア 応募する事業者の創意による積極的な提案があれば記載すること。
- イ 特記仕様書の内容について、工夫や提案ができる事項があれば記載すること。

③見積書

- ・本業務の総見積価格（税込み）を提示すること。
- ・本業務の実施にあたり再委託をする場合は、その経費を含むこと。
- ・委託上限額の範囲内で作成すること。
- ・見積価格の内訳を明記すること。

④法人・団体の概要書等【様式5（提案企業）・様式6（協力企業）】

- ・名称、代表者職氏名、住所、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容（一部再委託を検討している場合は、その会社の内容を含むこと）、主な支店・営業所等の所在地を記載すること。
- ・提案企業、協力企業ともに、パンフレット等がある場合は添付することができる。（紙面規格、様式等は任意、既存パンフレット等で可）

⑤業務実績書（3ページ以内とする。）

- ・地方自治体等の発注した児童厚生施設、遊具を含む公園、遊園地、テーマパークのうち、いずれかの実施設計業務で、過去10年以内（平成26年度以降）に完了した実績を記載すること。

⑥実施体制表

- ・総括責任者、設計担当者の別を記載すること。
- ・氏名、同種業務の経験年数、所属事業者名と役職名、本業務の参考となる保有資格、本業務での担当分野等を記載すること。
- ・総括責任者は、設計担当者を兼ねることができるものとする。
- ・主たる設計担当者には、技術士（建設部門/都市及び地方計画）、一級建築士、公園管理運営士の資格保有者を適宜充てることが望ましい。

⑦資格証、登録証等

- ・実施体制表に記載した技術士、一級建築士、公園管理運営士については、資格証、登録証等の写しを提出すること。

⑧設計共同体協定書（紙面規格、枚数及び様式は任意）

- ・事業者グループで応募する場合に限り提出すること。

(4) 提出部数

- ・正本 1 部
- ・副本 6 部

なお、見積書、パンフレット、設計共同体協定書等において、紙面が複数枚に及ぶ場合は、それぞれにステープラ等で散逸しないよう綴じること。

12. 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

県が別に定める委員により組織された「令和 6 年度えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画及び実施設計等業務委託に係る選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が審査を行う。

なお、選考委員会では、別添評価基準に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションにより審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

①実施日：令和 6 年 5 月中旬（予定）

②実施場所：愛媛県庁内会議室

③プレゼンテーションの所要時間（1 提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 20 分以内
- ・審査委員からの質疑 20 分程度

④注意事項：

- ・説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うこと。
- ・各参加者の開始時間は、後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 4 名までとする。
- ・モニターは県で用意する。他に必要な機材は、提案者が用意するとともに、事前に県担当者まで連絡すること。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
- ・正当な理由なく指定時間に 10 分以上遅れた場合は、審査対象としない。また、10 分未満の遅刻であっても、正当な理由がない場合はプレゼンテーションの所要時間の延長を認めない。

- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めないが、審査に当たり、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
 - ア 期間 プロポーザル選考委員会の前日まで
 - イ 方法 参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- ・対面でのプレゼンテーションを原則とするが、オンラインに変更となる場合がある。その場合、上記ア・イのとおり連絡を行う。

(4) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションにより審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者（基準点（6割）以上の場合に限る。）を委託候補者とする。

最高点の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定する。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。

なお、基準点（6割）を満たすものがない場合は、再度公募する。

(5) 審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、愛媛県ホームページに委託候補者の名称を公表する。

13. 契約締結

- (1) 優先交渉権者と提案内容及び業務の仕様等について協議が調った後、契約手続きを行う。なお、採択された提案内容については、県と委託候補者が協議のうへで変更することがある。
- (2) 優先交渉権者の提案内容（方針、工程、数量、見積金額等）について、そのすべてが契約条件を保証するものではない。
- (3) 優先交渉権者との協議が不調となった場合、もしくは契約を辞退した場合には、2番目に得点が多かった事業者に対して契約手続きに向けた協議を開始する旨を通知する。

14. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、応募する事業者の負担とする。
- (2) 応募に際し提出された書類は返却しない。
- (3) 審査結果は、選定・非選定に関わらず応募した事業者へ文書で通知する。
- (4) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15. 担当部局及び連絡先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課 子ども健全育成グループ
（愛媛県庁第一別館5階。課名は令和6年度から「子育て支援課」。）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2448 FAX：089-912-2409

電子メール tomozawa-fumihiko@pref.ehime.lg.jp

ただし、書類の具体的な記載内容及び審査基準に関する問い合わせについては、受け付けない。